

東京都児童福祉審議会 第3回専門部会  
(子育て家庭を地域で支える仕組みづくり)

議事録

1 日時 平成29年11月20日(月) 14時58分～16時56分

2 場所 都庁第一本庁舎 南側16階 特別会議室S6

3 次第

(開会)

1 報告事項

緊急提言について

2 議事

地域における取組の紹介(子育て支援・障害児支援)

3 今後の予定等

(閉会)

4 出席委員

柏女部会長、駒村副部会長、秋山委員、大木委員、大竹委員、加藤委員、北井委員、  
酒寄委員、杉野委員、田中委員、松本委員

5 配布資料

資料1 東京都児童福祉審議会専門部会委員名簿及び事務局名簿

資料2 子育て家庭を地域で支える仕組みづくりに関する緊急提言

資料3 杉並区における母子保健及び子育て支援の取組等について

資料4-1 障害児支援と地域連携

資料4-2 江東区こども発達センター・こども発達扇橋センター施設概要

資料5 専門部会開催スケジュール

開 会

午後 2 時 5 8 分

○新倉家庭支援課長 それでは、定刻より少し早いですが、当初遅れるという連絡が駒村委員からありましたが、それ以外は皆さんおそろいですので、ただいまから第 3 回専門部会を始めさせていただきます。

皆様、大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

私、事務局の家庭支援課長の新倉でございます。着座にて失礼いたします。

初めに本日の委員の出席状況ですが、正木委員と松原委員からは所用により欠席との連絡をいただいております。駒村委員のみ、遅れて到着されるということで連絡をいただいております。

次に、お手元の会議資料の御確認をお願いしたいと思います。

会議次第の下のところに記載してございますが、資料 1 ～資料 5 までとなっております。不足、落丁等あれば、適宜、事務局職員までお声がけいただければと思います。

また、本部会は公開となっております。後日、議事録につきまして東京都のホームページに掲載をされますのでよろしくお願いしたいと思います。

本日は、妊娠期からの子育て支援や、障害児支援に係る地域の取組事例についてお話を伺うために、2 名の方にお越しいただいております。

簡単に紹介をさせていただきますが、お手元にお二人の名前と所属を記載した資料を机上に配布させていただきます。紹介させていただきます。

まず、杉並区保健福祉部子育て支援課子ども家庭支援担当課長の笠真由美様でございます。

○笠杉並区保健福祉部子育て支援課子ども家庭支援担当課長 笠でございます。よろしくお願いいたします。

○新倉家庭支援課長 続きまして、特定非営利活動法人こどもの発達療育研究所、江東区こども発達センター園長の田村満子様でございます。

○田村江東区児童発達センター園長 田村です。よろしくお願いいたします。

○新倉家庭支援課長 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、この後の進行につきましては柏女部会長にお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○柏女部会長 皆さん、こんにちは。大分、寒くなってきましたけれども、御健康は大丈夫でしょうか。お集まりをいただきましてありがとうございます。

それでは、「東京都児童福祉審議会第3回専門部会」を開催させていただきたいと思えます。

今日はヒアリングをさせていただくお2人の方、笠さん、そして田村さんをお迎えしてお話を伺わせていただきながら、一緒に議論をしてみたいと思えます。笠さん、田村さん、どうぞよろしくお願ひいたします。お時間をとっていただきましてありがとうございました。

それでは、議事に入る前に1つ報告事項がございます。前回の部会で緊急提言の案をお示しさせていただき、その後、皆様の御意見をいただきながら資料2のとおり、10月31日付けで提言を行っておりますので御報告をさせていただきます。

この件について、事務局から簡単に説明をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○新倉家庭支援課長 本日、資料2ということで配布をさせていただいております緊急提言でございます。

今、部会長からお話がありましたが、前回の部会で提言案につきましての議論をいただきました。また、その後、文言修正をした上で各委員のほうには確認をさせていただいたところでございます。10月31日付けで提言をいただいております。

内容につきましては、前回部会で御説明させていただいたとおり、大きな柱として4本立ててございます。

1枚目の表面ですが、1つ目として「産後間もない時期の母子への支援の強化」、また裏面ですけれども、2つ目の柱としては「地域での子育てを支えるショートステイ事業の拡充」、柱の3点目としては「障害児支援の提供体制の整備促進」、そして4点目として「障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進」といったところを大きな柱として、4点の形でまとめていただいております。

簡単ではございますが、報告は以上でございます。

○柏女部会長 ありがとうございました。

何かありますか。よろしいでしょうか。今日ヒアリングをさせていただく笠さん、田村

さんが中心になって御報告をいただく事項も緊急提言の中には入っておりますので、緊急提言も意識しながらの議論ができればと思っております。

それでは、本日、先ほど来申し上げておりますように2名の方からヒアリングをさせていただければと思います。それぞれ取組につきまして30分ほど御紹介をいただきまして、15分ほど質疑の時間もとらせていただこうかと思います。その後、説明者の方も交えて全体を振り返って20分ほど意見交換を行う。大体こんな段取りで進めてまいりたいと思います。

事例の紹介ですけれども、最初に杉並区さん、続いて江東区こども発達センターの順で進めていきたいと思っております。それでよろしいでしょうか。

それでは、笠課長からどうぞよろしくお願いいたします。

○笠杉並区保健福祉部子ども家庭支援担当課長 それでは、改めまして杉並区の笠と申します。よろしくお願いいたします。座ったまま御説明させていただきます。

今日は、このような機会をいただきまして誠にありがとうございます。今日は、後ろに3人の係長と一緒に来ております。いろいろな御質問をいただいてもお答えできるようにということと、こういった中でどういう議論がされているのかも含めて、私たちもぜひ勉強させていただきたいという気持ちで参りました。よろしくお願いいたします。

初めに、資料でございますが、資料3と、あとはこちらの保存版のA3の資料、その中に当区独自の事業のリーフレットが2枚入っております。こちらで御説明をさせていただきたいと思っております。

初めに、資料3としてとじてありますパワーポイントの資料からよろしくお願いいたします。

1ページめくっていただきまして、今日のお話の内容なんですけれども、事前に事務局の方から、この間の当専門部会の議論の内容、論点等をお聞きした上で、御要望頂いた内容のうち、当区において母子保健と子育て支援の分野がどのように連携しているのか、どのような組織体制になっているのか、経過も踏まえてお話させていただく点が1点。それから、ゆりかご・とうきょう事業を活用した取組として今どういった事業を行っているのか。あわせまして、養育支援訪問事業につきまして杉並区では専門職が多く入っているということもございまして、そういった点をポイントにお話させていただきます。また、資料はその流れでつくらせていただいております。途中、少し他の資料の説明もさせていただきたいと思っております。では、よろしくお願いいたします。

まず、初めに「杉並区の統計」ということで、簡単なものではございますけれども、出

生数と合計特殊出生率の推移等を載せてございます。出生数は、平成22年の約4,000人に比べると徐々に増えてきて、平成28年は昨年と比べると若干減っているところではございますけれども、4,669人の出生がございました。

児童人口はこちらにあるとおりで、6万9,178人となっております。合計特殊出生率も徐々に増えてきていて、1.03というのが今の当区の状況になっています。本日、準備させていただいた統計的なデータは少ないですけれども、杉並区の全体的な規模として、人口と出生の状況を、お示したところでございます。

続きまして、3ページになります。「杉並区の組織体制」ということで、今、私がどういうポストにいるかというところでございますが、真ん中にあるように子ども家庭支援担当課長という仕事と児童相談所の設置準備担当課長という仕事を兼務しております。

当区で特徴的なところは、母子保健は通常、保健所の一つの課が主管課であることがほとんどだと思いますが、当区につきましては母子保健の係が私の分掌事務として子ども家庭支援センターと並んで担当するようになっております。

見ていただきますと、母子保健については下にありますように5カ所の保健センターで、実務を担当しており、その保健センターの取りまとめをしているところは保健所の中の保健サービス課となります。保健センターは母子保健以外にも精神保健ですとか、難病ですとか、健康づくり等も行っていますので、実務としては、母子保健も、地域保健事業と一体的に実践し、組織的には、連携してやっていくということで、平成24年度からこういった組織になっております。

具体的には、母子保健に関する事業の計画、連絡調整、予算に関係するものについては全て私どもの課の母子保健係が行い、現場である保健センター5カ所が実際の健診業務等を行っているところでございます。

また、子ども家庭支援係、ここは子ども家庭支援センターと呼んでいるところですが、ここに関しては先駆型子供家庭支援センターとして、児童虐待の通告窓口となり、対応等を行っています。

虐待対応に関連して、ここには書いていないのですが、ひとり親の対応もこちらの係で所管しております。

それからちょっと戻りますけれども、母子保健係に、発達支援担当の係長がおります。発達障害に関係するところについては、やはり早期に気づきを促していくという大事なポイントがございますので、障害の分野と連携をとるポストとして発達支援担当の係長を母

子保健係に置いております。

もう一枚めくっていただきますと、平成24年度の組織改正の時にこういった考え方で今の組織ができているということで、平成24年度時の資料をつけさせていただいております。妊娠期からの切れ目ない支援をしていくために、やはり母子保健の部分と子育て支援の部分によりつながって予防から対応まで行っていくことが必要だという考え方のもと、このような新設の課長ポストを設けまして、平成24年度より対応を始めたところでございます。

当時発達障害のことがいろいろ議論されてきた中で、お母さんが発達障害はしつけの問題じゃないかとか思ってしまうなど、発達障害の方たちの理解がなかなか深まってこなかったような時でもありましたので、そういった理解の促進も含めて気づきの部分と支援の部分但至少でも早くしていけるようにということで障害分野とのパイプとなるポストを母子保健係に発達支援担当として置いたという経過がございます。

今日こちらに伺うに当たって、私どもの組織がどういう流れで、できたのかということを変更して確認しました。今日の資料にはないですけども、ちょっとだけ御説明させていただきます。

ちょうど平成20年に児童福祉法の改正があつて、そのときに要対協の強化、要支援児童、特定妊婦のことが明確になり、乳児家庭全戸訪問のこんにちは赤ちゃん事業や、養育支援訪問事業の法定化、努力義務が規定されました。それを受けて、杉並区では平成21年度に、それまで新生児訪問事業として行っていた赤ちゃん訪問事業を拡大する形で、専門職による乳児家庭全戸訪問事業「すこやか赤ちゃん訪問」を始めております。

その後、要支援の家庭の実態がどんどん見えてきて、児童虐待の未然防止のために、要支援の方たちに少しでも早く支援の手を入れていく必要があるという一方で、養育支援訪問事業の対象が、なかなか特定妊婦や要支援児童まで行きわたっておらず、対象を把握しやすい立場にある保健センターでは十分使えていないような状況にありました。

それで、保健と福祉の会議を立ち上げまして、このサービスをどうやって区の中でつくっていくかということ議論しました。「特定妊婦というのはこういうケースがいるんじゃないか」、「要支援児童というのは、こういうケースがいるんじゃないか」と、保健センターから事例も出しました。また、当時、母子保健の中で対応していたハイリスク妊婦やすこやか赤ちゃん訪問で把握した支援が必要な対象者を、虐待予防の視点でピックアップして保健師が支援するということが母子保健の中でされていたことだったので、そこ

を一緒に考えていかなければならないのではないか、という議論を、約1年以上かけて保健分野と福祉分野で重ねました。

その時、ちょうど児童福祉審議会の児童虐待死亡事例等検証の報告がありまして、0日0カ月の子供の死亡を防ぐために、望まない妊娠にかかる問題が浮き彫りになって、母子保健との連携強化が課題となりました。こちらの児童福祉審議会の死亡事例等検証報告の中でも、母子保健等におけるポピュレーションアプローチの活用による要支援家庭の早期発見と支援がとても大事だということで御提言いただいたところでもございました。これらも踏まえた上で、当区で特定妊婦、それから要支援児童に対してどういう支援をしていくかということを経験してきたという経過がございます。

そういった流れの中で6ページを見ていただきます。こういった議論の先で要対協の進行管理機関の中に保健センターを入れていくということが出てまいりました。こちらにありますように、これまでは全て子ども家庭支援センターが進行管理機関だったものを、特定妊婦と、ポピュレーションアプローチで全数に会える全戸訪問ですとか、4カ月健診などで把握できる就学前の要支援児童に関しては、保健センターが進行管理機関になるという考え方を、時間をかけて関係課で話し合っていました。

その結果として、今、要対協の特定妊婦と、それから要支援の子供たちを就学前と就学後に分けて、就学前は保健センターが対応するという形に要対協の仕組みを変えてございます。

そのことによってこちらの表、平成23年度と平成28年度のデータを比べると、平成23年度当時、要支援児童と特定妊婦は新規受理の実数で116件だったところが、平成28年度は、特定妊婦で100件、要支援児童で383件ということで実数が伸びております。

全てを要対協の枠組みの中に入れることはどうなのかという議論もございましたけれども、やはり関係機関がきちんと情報を共有して、そしていろいろな角度から見守り、虐待を予防していくという視点がやはり大切だろうということで、当区についてはこの仕組みを今も継続しているところでございます。

さらに、平成26年からは児童相談所も要対協の援助方針会議に参加しておりまして、児童相談所と保健センターと子ども家庭支援センターが3ブロックで会議をしております。

7ページにありますように、ここにあるように援助方針会議という名称になっておりますけれども、区内を3地域に分けて、2カ月に1回なのですが、その間の通告や、把握し

た要保護児童等の事例を児童相談所と保健センターと子ども家庭支援センターが地域援助方針会議に出しまして、そこで情報を共有して、支援方針の確認、それから要保護児童としての支援は終わるけれども、今後こういった見守りをしてほしいなど、引き継ぎも含めて確認する取組となっております。

また戻っていただいて3ページでございます。こういった今の組織というのは、これまでの経過を踏まえて改正されており、母子保健、妊娠期からの切れ目ない支援の部分と、児童虐待の対応や再発防止も含めて行っております。

次に、5ページを見ていただきたいと思います。5ページにちょっと整理をしていますけれども、平成24年から保健福祉部の子育て支援課に、保健所から母子保健（発達支援）を移しまして、新設のポストで全体を見るような仕組みをつくりました。そして、調整担当として後ろにきていますけれども、保健師を子育て支援課の保健担当と兼務で置き、子育て支援課で行う保健福祉計画等の業務と、母子保健業務の両方を見ていくことと、保健センターとのパイプをつくっていくという目的で保健師の係長を新設し、それから福祉の係長として発達支援担当係長のポストを新たに作りました。

ちょっと駆け足になりましたが、平成20年の児童福祉法改正以降、検証報告や、いろいろな提言等を踏まえまして、当区では保健センターと連携しながら新しい仕組みをつくってきたというのが経過となっております。

続きまして、ゆりかご事業ということで資料の8ページでございます。あわせまして、このA3の紙「妊娠・出産・子育てまでの母子保健・子育て支援サービス」を広げていただいてよろしいでしょうか。こちらは全ての事業を載せているわけではないのですが、保存版としてこの形で広報にも載せておりますし、今、ゆりかご面接、つまり、妊娠届出時の面接の時に必要に応じてお渡しし、御説明をしているところです。

今、妊娠期の一番初め、ゆりかご面接ということで保健センター5カ所と区役所の中1カ所に助産師、保健師を配置しまして、妊娠届出の時に面接をしております。ゆりかご面接は平成27年12月から開始し、平成29年度からは、今までは区民事務所での母子手帳の交付をなくし、全て専門職がいるところに窓口を変えまして、必ずゆりかご面接でお会いするようになっていきます。

今日はお配りしていませんが、ゆりかご面接時には、ゆりかごプランといったものをつくりまして、その方の週数にあわせて里帰りや健診の御予定、心配事なども聞きながらプランと一緒に考え、お一人おひとりの状況に合った情報提供、相談を行っているところで

ございます。

平成28年度は93.2%の妊婦さんとお会いすることができておりまして、今年度につきましてはもう少し面接率が上がるかと期待しているところでございます。

その場でいろいろな不安や悩みを御相談される方もおりまして、そういった場合等には保健センターの地区担当保健師に連絡をして、そこで支援がつながるように対応させていただいております。

その後、A3資料左下にありますゆりかご券、これが当区の特徴的なところなんですけれども、今日お配りしているもので子育て応援券というチラシがございます。

この説明が10ページに少し書いてありますが、杉並区の子育て応援券は、地域で子育てを支えていくことを目的に、応援券という名前で交付しているものです。ゆりかご券は妊娠届出時に1万円分を交付する子育て応援券ですが、このような応援券のガイドブックというものがございまして、この中に妊娠中から使えるサービス、それから出産後使えるサービス、ヘルパーのサービス、親子で集えるサービス等、サービスの案内が多数載っていきまして、券を使ってそのサービスを利用するというのが事業の流れです。

これは、おむつなど、商品の購入には利用できず、あくまでも地域とつながるためのツールとして利用できます。全委員分なくて申し訳ありませんが、ガイドブックを参考に回していただければと思います。親子がともに楽しむ交流事業ということで、体を動かしながらお友達をつくったり、家事のお手伝いをしてもらうものや、イベントの託児もあります。このようなサービスを利用していただくことで、地域の事業所や地域のお母さん方とつながっていただき、子育てしやすいまちづくりに貢献する事業です。応援券のサービスを増やしていくことで子育てしやすいまちにもしていきたいし、お母さんたちにも使っていて、安心して子育てをしてもらいたいということで、幅広いサービスメニューをつくって今PRしているところです。

ゆりかご面接を受けていただいた方にゆりかご券を交付するというしくみにしているのですが、ゆりかご券の効果もあって、面接率が高い結果となっていると思われれます。

ただ、入院中ですか、窓口に来られない場合もございますので、アウトリーチ型も行っておりまして、お宅や病院に訪問して、直接、母子健康手帳の御説明を行うなど、ゆりかご面接を実施するような形で対応させていただいております。

今日は、ここはメインではないので簡単にお話ししましたが、ゆりかご面接ではゆりかご券をお渡しして、使い方や、サービス利用についての説明もしているところでござい

す。

あとは、母親学級ですとか産後ケアも実施しております、産後ケアは、現在、区内の病院2カ所で、デイケアとショートステイ、それから助産所等3カ所でデイケアを行っており、徐々に利用も増えているところでございます。

杉並区の独自事業の産婦健診についてもぜひ御説明をということだったので、資料の9ページに入れてあります。杉並区では「健康と医療・介護の緊急推進プラン」というものを平成23年に作成しております、その中で杉並区の地域のかかりつけの産婦人科医をつくっていくということで、出産施設以外でも区内の契約の産婦人科医療機関で産婦健診が産後、8週間以内に受けられるというものです。

産婦健診では、さまざまな御心配等の相談にも乗っていただけるようになっていまして、今、年に数回、杉並区の産婦人科医会の先生方とのお話し合いの場も設けさせていただいて連携を図っているところです。

最後になりますが、12ページ以降の養育支援訪問事業の中の一部としてうちの区が行っている要支援家庭育児支援ヘルパー事業について御説明いたします。こちらについては事務局の方から、うちの区ではヘルパー以外にさまざまな職種の専門の相談員が入っているので、その経過についての御説明をということでした。

先ほど、資料はございませんでしたが、法改正以降の動きを御説明させていただいた保健と福祉の会議の中で議論された結果として、この事業をどう使っていくかということが出てきています。すこやか赤ちゃん訪問事業をやっていく中で、当然、常勤の地区担当保健師はおりますけれども、もっと継続的に助産師に入ってもらったほうがいいんじゃないかとか、専門的な視点で見ていただいたほうがいいんじゃないかというようなケースもあるということがございまして、いろいろな職種が今、入っています。

全体の事業スキームは13ページに書いてあるとおりで、対象としては養育支援訪問事業の補助に起因規定するものと変わりはございません。中身として、家事援助ヘルパーの他に専門相談員ということで、13ページの一番下でございますが、今、助産師が5名、保健師が3名、保育士が5名と心理職が2名、精神保健福祉士1名、児童指導員1名という形で、全部で6職種、17名の体制になってございます。

15ページに実績を示してございます。ご参照ください。16ページを見ていただければと思います。要支援家庭育児支援ヘルパー事業は、例えば若年の妊婦さんですとか、望まない妊娠ですとか、さまざまな理由で継続的な支援が必要じゃないかとか、出産後、間

もない時期でとても育児のストレスが大きかったり、少しうつ傾向があるんじゃないかですとか、不適切な養育の状況にあってちょっと心配な状態があるとか、そういった方たち向けのサービスとして定められているものです。専門相談員に、同じ保健師がおりますが、基本的には保健センターの地区担当の保健師や子ども家庭支援センターのワーカーが支援方針を決めて、全体の支援計画に沿って対応、進行管理をしているもので、専門相談員は、その計画の中の専門的な一部分について支援をいただいているということです。

これまで対応した対象例と期待される効果をまとめてみました。例えば保健師のところですけども、対人関係やコミュニケーションの困難さがあるって、子育て支援サービスの導入が必要である事例、あとはリスクアセスメントのために生活や育児の状況把握が必要である事例、精神疾患がある保護者への治療状況の確認ですとか、治療中断の防止が必要である事例です。通常、地区担当保健師がかかわっているんですけども、専門相談員の保健師も入れて、地区担当保健師が間に入って短期集中的に支援するというような形をとっている事例もございます。

あとは助産師ですけども、予期しない妊娠等で出産が近いのに全くお産の準備ができていなかったり、出産後の支援サポートがなくてとても不安が強い事例などには、妊娠中から入って出産に向けた準備を一緒に行ったり、メンタルのサポート等も行っています。

出産後の体重増加不良等で適切な養育ができているのかどうか、支援者が心配する事例などもございます。このような事例などには、助産師が授乳状況確認ですとか体重測定等も行いながら支援をしていき、安全な子育てができているのかどうかを見ていくというような役割で入ってもらっています。

保育士の場合ですけども、比較的多いのが発達面に課題があってもなかなか適切な対応ができておらず、グループ等にも通ってほしいと思うんですけども、なかなかうまくつながらない事例などは、保育士が入って家庭で保護者と一緒に子どもと遊んだり、かかわったりすることで安心して対応できるよう支援し、その後、特性にあった子どもとのかかわり方を学ぶことができるようなグループに行ってみようかと思っただき、発達に偏りのある子を対象とした、あそびのグループという事業につなぐことができたという事例もありました。

あとは、本当に赤ちゃんに会うのが初めて、触るのが初めてで育児自体が不安だという方もいらっしゃるんで、そういった方たちへの支援、バックアップなどもいただいています。

最後に心理職、精神保健福祉士ですけれども、保護者の方の被虐歴ですとか、DVですとか、あとは産後うつや、強い育児不安など、メンタルのサポートやアセスメントが必要な事例がございます。単独で行っていただくというよりも、保健師や子ども家庭支援センターの職員と一緒に動いていますけれども、メンタル面のアセスメントを一緒にしたり、支援について逆にスタッフにアドバイスをもらったり、保護者の方ももちろんサポートしていただいているんですけれども、支援担当者へのアドバイスという意味でこういったいろいろな職種に入ってもらい、対応しているところです。

最後に課題はどうかというお話もありましたので、ちょっとだけ整理していますけれども、これはあくまでも児童虐待予防の観点から、養育支援が特に必要だと思う方へのサービスなので、先ほどのA3の資料などには載せておらず、一般でこれを受けたいですというふう一般区民から利用申請が来るものではありません。

あくまでも、支援担当者がきちんと計画を立てて支援する目的や目標を明確にした上で、その計画の中に専門相談員を入れているというのがこのサービスです。こちらについては調整会議という会議体を持っておりまして、事例の見立てですとか支援目標を保健と福祉の両方の立場からきちんと見て利用の適否を検討しています。

それから、専門相談員は個別に委託契約をしているので職場にはおりませんが、専門相談員が家庭を訪問した後のフォローがとても大切だと思っております。訪問の記録をもちろん確認すると同時に、メンタルサポートにも配慮しているところです。

利用開始の6カ月後には、調整会議で評価をしています。利用期間が6カ月になっていますので、その時点でこのサービス利用をしていただいて、その結果どうだったのかをきちんと評価して、それを踏まえてどういった形で担当者が今後支援していくのかを確認していくのがこの事業の流れとなっています。

全体的なことをお話させていただいて、後ほど御質問で具体的なところをお話しできればありがたいかと思っています。ちょっと早いですが、今日の資料の全体像を御説明させていただきます。

○柏女部会長 ありがとうございます。

それでは、5分早めに終わっていただきましたので、質疑の時間、あるいは意見の時間を20分とらせていただければと思います。何かございましたら委員の方からお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、杉野委員。

○杉野委員 どうも御丁寧な御説明をありがとうございました。いろいろ勉強になりました。

実は、私は保育士を養成する仕事もやっております関係で、ちょっとわかれば教えてほしいなと思います。今、最後のほうで要支援家庭育児支援ヘルパー事業について15ページ、16ページ等で御説明がございましたけれども、特に15ページの下のところ平成24年度～28年度までの年次推移の数が出ているのですが、保育士のところを見ますと平成24年度が25日ということでしょうか。それから、どんどん右肩上がり、平成28年度につきましては204日ということ、これは相当数、増えていると思うんです。

恐らく、16ページの保育士の欄の期待される効果というところの効果があるのだろうなとも思うんですけれども、具体的に保育士さんがこういう訪問等の派遣事業で活躍されているところのメリットといたしまして、要するに、保育士さんを行かせることの効果というところで、もう少しお話を聞かせていただければと思います。

○笠杉並区保健福祉部子ども家庭支援担当課長 ありがとうございます。保育士の方なんですけれども、今、あそびのグループという発達に偏りのある子を見立てのグループを1歳半健診のフォローとして行ってまして、その中で保育士さんに大変御活躍いただいております。

実際にプログラムの運営をしていただいているんですけれども、お子さんの特徴にあわせて、どういう形でそのお子さんが安心して遊べるような環境をつくれればいいのかですとか、お母さん自身の悩みも聞いていただきながら、目の前でお子さんとは接してかわり方を具体的にモデル提示していただくなど、たくさんの経験の中からお子さんの特徴を踏まえて支援していただけます。

ぜひこのようなサービスにつながっていただくために、どうしても外に出ていけない、だから障害の理解が難しいという方もいらっしゃる、実際にこんなふうにかかわったら、こんなふうにお子さんが笑ったとか、こんなふうに着いて遊べたとか、そういったことを家庭で見ただけならいいんじゃないかということで始めています。

今日、せっかく後ろに担当者の職員が来ているので、少し保育園の保育士さんのお話をお願いします。

○齋藤子ども家庭支援センター子ども家庭支援担当係長 初めまして、子ども家庭支援センターの子ども家庭支援担当係長の齋藤と申します。保健師です。要支援家庭育児支援ヘルパー事業の担当をしております。

保育士さんの需要ということなんですけれども、保育園に通われているお子さんはこの対象

ではありませんが、保育園に通われていない御家庭や、保育園になかなか通えない御家庭を対象にしております。そういった中で養育の、特にお母様やお父様がお子さんの発達課題の理解が難しい等、養育上の課題がある場合、実際にその御家庭に訪問して、保育士さんに遊び方や、しつけの仕方や、そのお子さんの特性に応じたかかわり方について具体的にモデルを提示していただきながら体験していただくということがすごく役に立っているかと思います。

○柏女部会長 よろしいでしょうか。

○杉野委員 ありがとうございます。

○柏女部会長 他にはいかがでしょうか。

では、加藤委員。

○加藤委員 杉並区の充実した子育て支援ぶりがよくわかりました。ありがとうございました。

私のホームの区とは大分違うので、ちょっとびっくりし、うらやましい限りですが、少しうがった見方で恐縮なんですけれども、発達支援担当を母子保健の中に設置されて係長さんがおられてというお話があったかと思うのですが、その方が要するにそういう発達が気になるお子さんと母子保健とのつなぎ役とか、あるいはそこから先の場合によっては専門の療育センターにつなげるとか、そういうところのつなぎをきっとされるんだろうと思うんですけれども、それでいいんですか。

○笠杉並区保健福祉部子ども家庭支援担当課長 発達支援担当係長は仕組みをつくっていくとか、直接的な支援をしていくことではなくて、例えば母子保健事業としてのあそびのグループがあって、療育にどのようにつないでいったらいいとか、区の中でどうしても連携がうまくいっていないところがあった場合や課題がある場合に会議を開いて、障害分野とできるだけスムーズに切れ目ない支援を行うための検討ですとか、保健センターにおける事業のマニュアル化や、事業評価を行い、これらを障害分野に伝えていくなど、パイプ役を担っています。

○加藤委員 ありがとうございます。要するに、そういう方がおられるというのはとても素晴らしいことだと思うし、その効果は非常に大きいと思うんですけれども、もう一方で障害福祉プロパーの部局があるわけですね。

その辺との連携といいますか、あるいはもっと言うと権限のぶつかりとか、そういうものはないものなんですか。

○笠杉並区保健福祉部子ども家庭支援担当課長 当課の配置は障害福祉分野で活躍していた福祉の職種の係長でございまして、障害のことも母子保健のこともわかっている方なので、今の時点で権限のぶつかり合いはございません。障害の分野の検討の時にはこちらからも委員として入れさせていただいて、両方の情報の共有をしていくという形になっています。

ただ、今、委員がおっしゃったように、縦割りにならないように注意していく必要があると思いますので、ご指摘の点は大切なところかと思っています。

○加藤委員 ある区で今児童発達支援センターをつくろうというときに、要するに保育系の部署の持っているテリトリーと、今度つくろうという障害プロパーのほうのテリトリーとの間ですごいバトルが起きているという話を聞くんです。

そういう意味では、そういう伏線ができちゃっているような気がしてちょっと心配になるのですが、そういう心配は全くないものなんですか。

○笠杉並区保健福祉部子ども家庭支援担当課長 今、障害の分野も障害児の療育の関係のところは保育園も含めて区として取り組んでいるところですので、今の時点でそういうことはございませんで、逆にうちのほうで情報収集が足りないことのないように、法改正等の動きもありますので、その動きにちゃんとついていけるように、情報提供や情報共有に気をつけているところです。

○加藤委員 そうすると、杉並区にある子ども発達センターの関係者と、この係長さんの仕事との関係性というのは、具体的にはどんなことがなされているんですか。

○笠杉並区保健福祉部子ども家庭支援担当課長 発達障害の支援の窓口がございまして、そちらが相談支援の窓口になっていまして、それは障害者施策課にございます。

うちの課はあくまでも母子保健の分野における発達支援の担当なので、1歳半健診のスクリーニングの項目ですとか、その後チェックした方をどのように支援につなぐとかかを行っております。実際、障害の法律でサービスを使うことになると障害分野にバトンタッチになりますので、その部分では重複はないような状況になっています。

○加藤委員 ありがとうございます。

○柏女部会長 では、駒村委員どうぞ。

○駒村副部会長 杉並区のこの応援券をつくる時に実はかかわっていたのですが、立派になって、しかもおむつとか物品購入には使えないという当初の哲学は今もあって、むしろサービスが充実していて本当によかったなと思っています。

2つほど質問があります。先ほどのゆりかご面接ですが、聞き間違いかもしれませんが、

93%ぐらいとおっしゃいましたか。気になるのは、残り7%というのはどういう方なのかなというのが1点です。

それからもう一つ、資料の8ページ、11ページを見ますと、これは包括的に連続的に支援をするということなんですけれども、現時点では5歳児健診はやられていないということですね。それで、3歳から学校に入るぐらいまでの間で、学校へのつながりみたいなことというのは何か工夫されているのか、考えられているのか、ちょっとそこを教えてくださいませんか。

○笠杉並区保健福祉部子ども家庭支援担当課長 ゆりかご面接なんですけれども、平成27年の12月から実施しております。昨年まで、区民事務所等で母子健康手帳の交付をしていたので、その方々にも券を取りに来ていただいたりはしていたんですけれども、まだ全員に会えていなかったというような状況がございます。

ただ、今年度は、区民事務所等での母子健康手帳の交付をやめましたので、ほぼ100%お会いできている状況になっておりまして、移行期での誤差かと思っております。

ただ、何か問題があって会えないような状況の場合には、必ず地域に連絡をとって家庭訪問等による状況の把握に努めているところでございます。

それから、5歳児健診は当区では実施しておりませんで、発達関係の相談窓口ですとか、保育園の巡回相談などを障害の分野等でも行っていますその中で支援が必要なお子さんがいた場合に、いろいろな御相談に乗るといようなことを行っています。3歳児健診以降に発達の御相談などがあった場合に相談ができる窓口がございますので、チラシを幼稚園などに配らせていただき、何か心配なことがある方とつながれるようにしているところです。

あわせて、当区では保育園、幼稚園に通っている方がほとんどですので、そういった機関に対しても何かあれば、つないでいただくような形で、相談の窓口の御紹介等を行っているところです。

あとは、支援の必要な方たちを学校につなぐことについては専用のシート等もございますので、支援の必要な方については幼稚園、保育園のほうから学校につなげるような仕組みもできてございます。

○柏女部会長 他にはいかがでしょうか。

では、大木委員どうぞ。

○大木委員 御説明ありがとうございました。養育支援訪問事業について、幾つかお伺いし

たいと思います。

1つは私が多分、説明を聞き漏らしたので確認なんですけれども、最後の専門職の相談員の実績のことを御説明いただきましたが、実績の中に家事援助ヘルパーもありました。これはいわゆるヘルパーさんの家事援助があって、それ以外に専門員のヘルパー事業というものがあるという理解でいいですか。

○笠杉並区保健福祉部子ども家庭支援担当課長 はい。

○大木委員 わかりました。

あとは、この事業を適用するときに調整会議をしてアセスメントをみんなで共有して、半年後にモニタリングでプランニングの修正をするということでした。それについて、家事援助ヘルパーさんの場合も同様にやっていらっしゃるのかどうか。

それから、その調整会議はすごく大事なと思うんですけれども、会議体みたいなものが非常にかっちりしていると機動性が下がるというか、入れたいときに次の会まで入れられないというようなことも運用の仕方では出てくるとは思いますが、その辺はどういうふうになっているかということです。

それから、場合によって例えば家事援助プラス他の保育士さんに入ってもらうとか、この専門相談員の中で職種をダブルとかで入るとかということが可能なのか。

すみません。ちょっと細かいのですが、そのあたりの運用方法について教えてください。

○齋藤子ども家庭支援センター子ども家庭支援担当係長 齋藤から答えさせていただきます。

まず会議体なんですけれども、会議は月に1回、第3火曜日の午前中いっぱいかけて13件から15件、対応させていただいています。その中で、半年後の評価を含めて実施しております。

それで、利用の体制なんですけど、家事ヘルパーと専門相談員は併用が可能という形で対応しています。専門相談員につきましては、違う職種を同時に利用するということはしておりませんで、1つの職種が入って、例えば助産師が入った後に保育士さんに切りかえだとか、途中で職種変更は可能という形で、それも調整会議で検討させていただいた上で利用させていただいているところです。

○笠杉並区保健福祉部子ども家庭支援担当課長 補足ですけれども、この会議では産後ケアのケースの検討もあわせて検討しておりますで、どうしても緊急性が高い場合などには、臨時調整会議を開催し、検討しますが、場合によっては持ち回りの形で対応する場合もございます。会議の場が支援者のスキルアップや、人材育成にもなっていますので、きちん

とやっていくという意味で、基本は調整会議に持ち込んでもらっています。

ただ、どうしてもという場合には緊急で会議を入れることもございますので、回数がプラスアルファになることもあるのが実態です。

- 大木委員 家事援助だけの場合は、家事援助はどこかヘルパー事業所さんに委託されている場合もこの調整会議の中でヘルパーさんの事業所の方がいらっしゃってということですか。

何が聞きたいかという、先ほどのお話だと専門相談員は区が直接契約されていて、訪問の後の状況を逐一報告いただきながら、担当の保健師や相談員さん、子ども家庭支援センターの方が状況把握できる。

事業所委託の場合、なかなかその情報が回ってこないということがよくあると思うのですが、このヘルパー事業で入っている家庭の情報がかわっている人たちへフィードバックされる仕組みみたいものを、特に委託されている場合どうされているか教えてください。

- 齋藤子ども家庭支援センター子ども家庭支援担当係長 現在、事業所6カ所に委託をしております、長年お願いしているのは3カ所です。それで、事業所さんがヘルパー訪問した際に御家庭の様子が非常に気になるというときには、随時電話を地区担当の保健師または、子ども家庭支援センターのワーカーへ電話連絡を入れていただくようにしています。

また、月1回、活動報告書として書面で必ず報告をいただく形で連携をとっております。

- 笠杉並区保健福祉部子ども家庭支援担当課長 ヘルパー事業所にはきちんと支援の内容等を伝えています。ヘルパーさんに何をしてもらおうのか、外から人が入るという経験をまずしていきたい場合等にも、ヘルパーさんを入れていくこともあるため、御本人の要望に合わない対応になってはいけないという点で、支援担当の保健師、またはワーカーがヘルパーさんにやってもらうことや、その方の支援の特徴、支援目標なども確認した上でかなり細かくお伝えして対応してもらっているという形になります。

- 大木委員 その辺はヘルパーさんたちのアンテナとか、事業所の慣れたところとも契約されていると思うのですが、そういうところに至るまでの事業所育成とか人材育成で何か工夫されたこととかはございますか。

- 笠杉並区保健福祉部子ども家庭支援担当課長 区の産前産後のヘルパー事業というものがございまして、こちらがまず先行して行われておりました。

この事業ではコーディネーターがまず訪問して、そして次にどのヘルパーさんに何をもらうのかということを確認してきたという経緯があります。

区もヘルパーの養成のための研修を行っておりまして、産前産後ヘルパーの養成の際に行っていたのと同じように、要支援家庭育児支援のヘルパーのほうに対しても研修等を行っています。特に支援の難しい方たちが多いですので、研修を受けた方に入ってください、対応の仕方ですとか、その配慮についても御説明させていただいて、ヘルパー事業所からも、事例に合った方を選んでいただけるようお願いしているところでございます。

○柏女部会長 それでは、もし短ければどうぞ。

○北井委員 母子保健との連携ということで、母子保健を担当していた産婦人科の施設が何か問題を発見したときには、どこへまず連絡することになるのでしょうか。

○笠杉並区保健福祉部子ども家庭支援担当課長 産婦人科の先生方には直接地域を担当している保健センターに御一報いただくようお願いしております。

ただ、区役所に御連絡をいただいた場合でも、すぐ連絡をとって対応できるようになっておりますので、連絡会の時に地区担当保健師の名簿をお渡ししたり、あとは連絡のタイミングなども御相談しながら、少しでも早く御連絡いただけるように工夫させていただいています。

○北井委員 わかりました。どうもありがとうございました。

○柏女部会長 ありがとうございました。また最後に20分ほど時間がとれるかと思いますので、そのときに御質問もお願いできればと思います。

私は個人的には、障害とか、福祉とか、母子保健とか、幾つかのプラットフォームがあって、それぞれに協議会があるわけですけれども、そこをつなぐ人材がすごく大事だということを強く感じました。それから、区と民間もそうですけれども、各機関をつなぐ人材機能がしっかりしていれば、包括的な支援ができやすくなるのかなということを強く感じさせられました。ありがとうございました。

それでは、一旦、区切りまして、江東区子ども発達センターの田村園長のほうから御報告をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○田村江東区児童発達センター園長 田村です。どうぞよろしくお願いいたします。

資料4-1と資料4-2をお出してください。江東区はいろいろとニュースになる土地で、オリンピックのことがあったり、築地のことがあったり、埋立地の取り合いといったら悪いですが、いろいろなことで話題になる時ですが、南の非常に新しい町と、そして北の昔からある古い門前町を両方抱えているのが実態です。

それで、資料4-2の21ページのところに江東区の人口を書いておりますが、先ほど

の杉並区さんよりもちょっと小ぶりなんだなというふうに改めて思いました。人口的にはそうなのですが、多分面積的には大きいのかもしれません。

そこで、江東区こども発達センターの事業説明を通して資料4-1に書かせていただきましたが、いろいろこの事業が何を示しているかというところを改めて皆様に御報告させていただきます。

まず、1番になります。4-1の1です。「江東区こども発達センターの事業について」ですが、簡単に御説明させていただきます。

江東区こども発達センター、資料4-2の1ページになりますが、この事業は江東区が主体で、そして管理運営を私どもが指定管理者として行っております。もともとはその沿革にございますが、1993年ですね。平成5年で、今年が25年目になっておりますが、区独自の通所支援事業として始まっております。恐らく23区の中ではこういういわゆる民間委託というのは初めてのほうだと思っております。

その事業が、国の施策にのっとった事業に転換していきます。もともとは区独自の事業で無料事業であったのですが、平成19年の障害者自立支援法にのっとったデイサービスに変わり、利用者の方がお金を払うようになったこと、そしてその後は児童福祉法の改正に伴って児童発達支援事業となり、また、今の児童発達支援センターの形態になったのは平成26年11月、その前の4月に開始した、保育所等訪問事業や特定障害児相談支援事業と一緒にした形でセンターになったのが現在になります。

次のページを開いていただいて、2ページ目です。それぞれに事業をやっていく上では、職員が今どういった専門職であるかというところがとても重要になっていきます。江東区に実は今2カ所ほど、私は塩浜のもともとの一番初めに立ち上がったところになりますが、途中で平成20年に扇橋という地域にもう一カ所、ほぼ同じ規模の事業所をつくって両方でやっているんですね。

この事業所ができた理由は、塩浜がいっぱいになったことから何とかもっと発達支援事業を広げなければいけないという事情からです。職員は両方とも26人の常勤職員を抱えて、その他の非常勤もおります。今、実際に4つの事業を担っております。その4つの事業を、少し説明させていただきます。

4つの事業のうち、3ページにございますのが「特定・児童（障害児）相談支援事業」となります。これは、国の名称では特定・障害児相談支援事業になりますが、江東区のほうで保護者と契約をしたり、保護者に渡すような書類のときには、「障害児」を「児童」

にかえて運営させていただいております。

この事業は、通所サービスや障害福祉サービスを利用する、いわゆる利用計画を立てる事業で、この事業自体は18歳未満までのお子さんを対象にしております。

4ページ目を見てください。私どもがメインにしている「児童発達支援センター事業」について、ここからの説明になっております。児童発達支援センターとしては今、私どもの1つの施設は一日定員44名で、もう一つが41名になっておりますが、ここの中では低年齢児グループ、毎日通園、指定日通園という3つの事業形態で運営をしているところです。

それで、実際の通園事業の内容が5ページから書いてあります。低年齢児グループというのは、0、1、2歳児が保護者と一緒に行く療育のグループで、週1回午前中、給食を含んで5つのグループでやっております。

6ページ目をご覧ください。これがいわゆる一般的にいう障害児の通所事業になるかと思いますが、ここでは一日療育を行う、一見、幼稚園のようですね。朝来て、給食を出してお昼を食べて、14時15分でおしまいになっておりますが、このグループは、もう一つのグループを次に説明しますが、次のグループと大きく違う点は、日常生活指導をしっかりやるグループで集団指導と個別指導があるというもので、実際にここに入ってくる子供たちは障害でいえば中・重度の方々を対象にしております。

ただ、ここでは在籍人数は24名ということになっており、週2回～5日の通園で限られたお子さんしか利用できない形です。

一方、7ページには指定日通園というグループがありまして、ここが3歳児以降のグループになるのですが、9グループあって、週に1回から2週間に1回の通園で、午前の部、午後の部があって、療育の実際の内容は言語・認知学習指導と集団療育ということで、先ほどのグループからいえば生活指導の時間が大きくなくなっているトレーニング形式のグループになります。ここに、110名在籍していることになります。

あとは、8ページにいろいろな行事が書いてありますが、こちらは一般的な毎日通園を特に中心として行事に取り組んでいるところです。

9ページ目に、「保育所等訪問支援事業」の内容が書いてあります。私どもの施設では、児童発達支援センターになるに当たって、この保育所等訪問支援事業を立ち上げております。実際に、この事業には常勤職員1名を配置しておりますが、兼務の常勤や非常勤を入れて人数的には6名、常勤換算としてみれば常勤2名の時間配分になっております。

ここでは小学校3年生ぐらいまでを支援の対象にしていますが、実際は小学校高学年のほうにも行っております。この事業は保護者との契約のもと、関係機関を訪問して、一機関1回につき2時間程度、実際は職員の皆さんとお話を入れれば3時間程度の訪問になっております。少なくとも2週間に1回と言っておりますが、現在希望者が非常に多くて、月に1回とか、2カ月に1回とかになっております。

次に、10ページの相談事業を見てください。実は、事業の中では子供さんが通ってくる事業、先ほどの児童発達支援センターという通所支援事業がありますが、もう一つがこのこども発達センター相談事業になります。これは、区独自の事業です。この事業は、平成5年の当初から開設しております。当初も、初めからは通園事業に通えない子供たちのフォローですね。保護者の事情や通園の待機を見込んで、この事業を立ち上げました。

ここでは個別指導と集団指導がありますが、個別指導の中で発達相談部、リハビリ部に分かれております。発達相談部の中で、いわゆる心理の指導で言語療法ですが、言語はリハビリに置いておりません。心理とともに一緒にやる発達指導のほうに重点を置いております。その他に集団指導、そしてうちでは心のケアに取り組んでいて、専門の先生に来ていただいて実際のワークを行ってもらう事業に取り組んでいます。リハビリのほうは、通常のPT、OTの個別訓練になっております。

11ページ目に自主事業とありますが、ここが地域支援と大きく関係していく事業になっております。

「公開療育」として年に1回、療育の公開と講演会を企画しております。

この資料の一番後ろの22ページに公開療育、これは開設当時から毎年行ってきております。どんなことに取り組んできたのかというのを、書いておりますので、後で結構ですのでご覧になっていただければ幸いです。

その他に、地域支援事業として移行支援への取組、これはまた後で報告させていただきます。

それから、「交流保育」として地域の保育園とのつながり、それから実習生やお祭りなどを行っておりますが、もう一つの「保護者支援」として訪問美容に取り組んだり、「ペアレントトレーニング」の研修会で父母会を支援していくために就学相談の説明会や、卒園児の保護者の話を聞く会や、放課後とデイサービスを聞く会などの取組を実際に行ってきております。

それでは、今ざっと見ていただいた中で、実際の事業の中からどんなことが言えてきて

いるのかというのをこの配布資料4-1の2番のテーマに沿ってお話をしたいと思います。

「一般子育て施策と連携する児童発達支援センター事業」としてしています。児童発達支援事業、資料4-2の冊子の5ページのところと、それから15ページに児童発達支援事業の実績が出ております。この実績を御説明させていただきます。

通所支援事業、今、塩浜と書いてあります。1つの施設が塩浜になるのですが、実際に在籍定員を174名に置いているのですが、その在籍が実は4月当初からもう満杯状態になっております。扇橋のほうは、初めは少なめだったのですが、それは低年齢グループのところに少し空きがあっただけで、3歳児以降はどちらも満杯のため、利用者が全員入れない状態で、その入れない方々をどうするのかというと、相談事業に移っていただくというをお願いしないといけない状態です

ここの通園事業に入られている方々は、基本的に現状では知的な軽度の遅れの方々に、知的な遅れはないと称するボーダーから上のお子さん方は実際になかなか入れないで、相談事業で対応してきております。

隣の14ページに、実は相談事業の待機者の表がございます。塩浜のほうでも4月段階での23名が10月の段階で37名とか、一旦、9月で50名になっているのですが、10月に減っております。これは、実は低年齢のグループにちょっと動いてもらって入れたのですが、このように待機児をずっと抱えている状態が出ております。

この表には今回書いていないのですが、児童発達支援事業として医療的ケアのお子さんのことを少し述べさせていただきます。医療的ケアのニーズを持っているお子さんがこの園の中に13名いるのですが、そのうちの7名が児童発達支援センターで、残りの6名の方は相談事業におります。医療的ケアのお子さん方は、私どもの施設の考え方では医療的ケアがあっても入れます。ただし、医療的ケアそのものの行為は保護者にさせていただくということで入っていただきます。ですので、今は経管栄養の方々と必要な時だけいらっしゃればいいのですが、どうしても園に1日保護者がいなければいけないという方が1名いらして、それは気管切開の方です。

そのような児童発達支援事業ですが、その中身、①で「0～2歳児への支援」とはどういうものなのかというところを少し見ていただきたいと思います。同じ15ページの表に、低年齢児グループの年齢別の表がございます。ここを見ていただきますように、40名の在籍定員のうち、実は1～2歳児さんでいっぱい、0歳児さんの希望者があっても入れない状態で、0歳児さんはできれば相談事業にいていただいて、1～2歳児さんの希望者

を主として入れていくようにしております。

この塩浜のところに4歳児さんが1名入っておりますが、この方は重度の心身障害の方で気管切開もされていて、保護者と一緒に療育を行わなければいけないお子さんで、かなり重度の方なので低年齢グループで受け入れを行っています。

それで、先ほどの待機児数のところも見ていただきたいのですが、低年齢児グループの待機児はやはり多いんです。4-1のほうで、低年齢児グループに来る方にはどんな方がいらっしゃるのかということで、ここでは誕生後すぐに障害がわかった方のフォロー、発達が遅れると言われて非常に不安になっていらっしゃる、何かしなければ気持ちも落ち着かないというところで希望される方と、もう一つが発達は心配なのだけれども、そのことだけではなくて、育児やお子さんとのやりとりが大変な状態になっているということで、いわゆる発達障害を疑うようなお子さんがいる方、この両者がいらっしゃいます。

それで、どちらが多いかという後半のほうが多いんです。発達の障害は余り重くはないのだけれども、やりとりができなくてという方がいらっしゃる、半年でそういう方々には交代していただいて、待っている人たちを入れるようにはしてきているところです。

それでは、②の課題の「3歳～5歳への支援」、いわゆる通園事業を重点的に行っていく年齢になったときにどうなっているのかということの一つの特徴に、地域の幼児機関との連携状態を見ていただきたいと思います。

15ページの「毎日通園」「指定日通園」という2)、3)の表をご覧ください。ここから言えることなのですけれども、まず3、4、5歳児の年齢としてどこが多いのかというと、ほぼ同じような状態であるんです。ということは、3歳児でたくさんの人たちがまず入ってきて、5歳児は抜けても1年ずつ上がって行って、ほぼ同じような状態になります。

実は、もう5歳児さんはほとんど待機はなくて3歳児、4歳児さん、特に3歳児さんから希望者が多くて、それが翌年全員入れるようにしていくという状態で運営しております。

それで、この方々はうちだけに通ってくるというよりも、指定日通園を110名入れているというのは、希望者が多いあるいは毎日通園のような重点的な指導をしていくと、そこで支援できる人数というのは物すごく限られてしまうので、指定日通園のような保育園や他機関と並行して協力し合って療育に当たらなければいけないというのが現状です。

保育園、幼稚園に行っている中で、どちらかというとも毎年保育園のほうが少し多い傾向がございます。特に在宅になっている人数、つまり在宅というのうちの発達センターし

か使っていない方々は3歳児さんには多いのですが、区立幼稚園が4歳児から始まるので、そこで大体希望者は入れてもらえます日数の上限が出てくる人や、あるいは介助の問題が出てくる方も多数いらっしゃるのですけれども、区立幼稚園はちょっと空き状態があって入れてもらえる現状になっておりますので、実際、4歳、5歳になっていると、うちだけに通園しているというお子さんはほとんどいません。

ただ、毎日通園のほうはうちだけに通ってくるというお子さんがいらっしゃいます。

次に、③のところ「多様な利用目的を担う相談事業」ということで、先ほどから相談事業の話がたくさん出ておりますので、そこを説明したいです。これも、一般子育て施策と連携する多様な利用目的のある相談事業として見ていただければと思います。

それで、この③の相談事業、これがないと実際に私どもの施設は運営できない、お子さんへの支援ができないような状態であります。先ほどの話からありましたように、ここの「利用の目的」の「ア」に書いてありますように、個別の発達支援・相談の場として発達経過を確認していくという意味もあり、ほぼ希望者になるべく全員入れるようにみんなで努力をしようという形で対応しております。

この相談支援の実態が18ページにございますので、18ページをご覧ください。相談支援の実数になってくるのですが、実際にここに10月の時点で333名、最初の4月は217名で、それこそこれも多過ぎるのですけれども、そこからまた100名出てくる。

なぜこんなふうに相談の在籍が増えてくるのかということになりますと、この資料の13ページをご覧ください。ここで相談支援事業が面接を行っているのですが、面接を行っている数が実は塩浜のほうでは140人と、こんなペースでどんどん膨れ上がってきて、その中の全員が相談事業に在籍するわけではありませんが、ほぼこんなふうが増えてくるのですなおかつ、先ほどから言っております通園事業に希望しても入れない。これが実態でございます。

それで、この中で「イ」に書いておりますけれども、なかなか入れない子供たちに対して、やはり相談事業で必ず支援していくという方策をとっております。その中なのですが、「ウ」に該当することなのですけれども、発達障害の傾向を持つお子さんへの支援、実は相談事業で行っております。先ほど通園事業の話をしたときに、通園事業は軽度の知的の遅れと、実は今、軽度の知的の遅れのお子さんは増えているように思います。昔よりも多いんですね。どうしてなのかが知りたいところなのですが、それで知的の遅れのないお子

さんが追い出されていって、通園事業から出ていって、ではどうするのだと。相談事業の個別指導と集団指導で行っておりますが、集団指導といっても月に1回で、どういった指導内容をしていくのか。ここが勝負どころで、これでも不十分な状態があります。

次に、裏のページを見てください。「就学機関との連携」ですが、就学機関との連携はいろいろな取組を行っております。学校と移行支援会議、あるいは通常の学級への報告書提出ということを行っております。

それから3番目になりますが、相談支援事業です。相談支援事業は縦と横のつながりをつくっていくとありますが、この相談支援事業が立ち上がって非常に私どもとしては活躍をさせていただいております。先ほどからあります地域の医療的ケアの問題だけではなく、要保護のこともありますし、機関連携会議をたくさん持ってケアをしております。

それから、4番目に保育所等訪問支援事業を書かせていただきましたが、保育所等訪問支援事業の実態が17ページにございます。この保育所等訪問支援事業が示していることは、保育園、幼稚園の幼児期の訪問もそうなのですが、学校に行ってからのお子さんへの支援の要望が非常に急増している。先ほど申し上げた発達障害への支援が不十分だったと、私どもの卒園児の実態を見ながら、それを痛感しているところでございます。

最後のほうになりますが、「今後の課題」として書かせていただいております。早期発見・早期支援のための発達支援事業が、実はなかなか十分なケアができない状況でいる。それは、2歳児、低年齢のグループへの待機児も多いという実態や、発達障害のお子さんへの支援が非常に不十分な状態になっていること。そして、保育所等訪問支援の中では、希望者が多いのでこれも十分回り切れないでおります。今後、相談支援事業も強化していきます、行政とのつながりをしっかりつくっていく必要があると感じております。

以上です。

○柏女部会長 御協力いただきましてありがとうございました。

それでは、今、報告をいただきましたので、35分ぐらいをめぐりに御意見、御質問を頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。

加藤委員、お願いします。

○加藤委員 御丁寧な説明ありがとうございました。本当に多岐にわたって支援をされているのだなということがよくわかりました。ありがとうございました。

ここでちょっと用語の問題で、相談支援事業と先ほどおっしゃって、これは区独自のというお話だったのですけれども、今の新しい制度の障害児相談支援事業とはどういう関係

ですか。

○田村江東区児童発達センター園長 区独自のというのは、相談事業になりますので、10ページにございます相談事業ですね。これは、いわゆる個別の専門領域における個別相談と個別訓練、集団訓練になりますので、これは病院でいえば外来治療みたいなものでしょうか。それで、相談支援事業というのが別に。

○加藤委員 後半のほうの「相談支援事業の強化」云々を今、最後のところで「今後の課題」の③ですが、ここの言っている相談支援事業というのは。

○田村江東区児童発達センター園長 これは、国制度の相談支援事業です。この相談支援事業も非常に重要なだけけれども、やはりそこもなかなか十分にいかず、やっております。

○加藤委員 とりあえずわかりました。

○柏女部会長 他にはいかがでしょうか。

秋山委員、お願いします。

○秋山委員 秋山です。詳細な御報告ありがとうございました。

今、民間の児童発達支援事業所はたくさん立ち上がってきているのではないかと思います。その児童発達支援事業所とこのセンターとの関係をどのようにされていますでしょうか。

○田村江東区児童発達センター園長 民間の事業所、児童発達支援事業所は10カ所弱で、放課後等デイサービスとくっついているところもございます。それで、民間を私どもも積極的に支援をしていくという状態です。それは相談支援事業がございまして、相談支援事業を通して児童発達支援事業所を希望している方、例えばうちを希望しても入れない方には積極的に空きを探して紹介していきます。あとは、地域自立支援協議会の児童部会におきまして連絡会も持っているところです。

○秋山委員 ありがとうございます。

以前は民間の児童発達支援事業所がなかったので、ほとんどの市民、区民の把握ができていたと思うのですがけれども、今この事業所だけを利用しているというお子さんたちが出てくると、公的に数とか、子供たちを把握するのが困難になっているのではないかと思います。

○田村江東区児童発達センター園長 そうですね、私どもの相談支援事業所が把握できるだけではなくて、ただ、一応江東区は急速に事業所が増えている状況ではないし、1日10名程度の定員のところが多いので、多くはうちのほうで抱えているような実態ではありま

す。

○柏女部会長 他にはいかがでしょうか。

秋山委員、お願いします。

○秋山委員 こんなにサービスを利用するお子さんがいて、人材も大変必要だと思うのですが、けれども、障害を持っている子供たちには要支援家庭の子供たちがいると思うのですが、そのあたりの把握といたしましょうか、それはどのように工夫されていますでしょうか。

○田村江東区児童発達センター園長 私ども保健所との連携で13ページにございますが、紹介の半分が保健相談所からの紹介になっております。そして病院とのつながり、児童家庭支援センターとのつながりも大きいです。それで、子育て支援課が中心になって連携会議をするというネットワークの中で動いております。

○柏女部会長 よろしいですか。

それでは、加藤委員お願いします。

○加藤委員 とにかくいろんなことをされているのですけれども、特に江東区の場合、非常に私の知る範囲で特徴的なのは、江東区の子供たちが外の区に流れていない。完全に江東区の中だけで受け入れきれているというか、外の区に保護者が連れ出さないという状態が起きていると思うんですね。これは、頭数でいけばそういうことなのでしょうけれども、内容的にやはり保護者の信頼を得ているのだらうと思うんです。

その背景にあるものは、やはり人材養成だと思うんです。どんなにバベルの塔みたいに大きなセンターをつくっても、だめなところはだめなわけです。そういう意味では、やはりそれだけの中身が担保されているから、ある意味では悲鳴を上げておられる部分もあると思うのですけれども、そのためにどういう努力をされているのか。

多分、それもどんなに頑張っても自分のところだけではカバーしきれないわけで、オールマイティーではあり得ないわけですから、そうすると結局、近在のというか、区内にある、あるいはちょっと区の外に出るかもしれないけれども、さまざまな機関とのネットワーク連携がきちんとされているのだらうと思うのですが、その辺は人材養成を含めて具体的に何をされているのですか。

○田村江東区児童発達センター園長 ありがとうございます。

まず、1番は職員の資格です。2ページですが、職員は療育専門指導員としているんです。それで、うちでは保育士であろうが、社会福祉士であろうが、児童指導員であろうが、言語聴覚士であろうが、均一です。同じ立場で療育に当たる。それで、個別指導だけを持

たない。グループでの療育にきちんと入るという方針をもとに行っております。実際のところ一番多いのは心理職にかかわっている人たちで、発達支援をメインにしますので、その人たちが多いんですが、児童指導員を何人とか、保育士を何人とかという制度をつくらずにきております。

そして、先ほど最初に述べました公開療育ですね。研修はどうやってやるかといったら、ここでテーマを挙げて全員で取り組む。そして、これを通して今までの療育方針を身につけていくということを日々の療育だけではなくて研修でも積み上げて、とにかく勉強しようということをやっております。

そして、外部とのつながり、今、実は相談支援事業や保育所等訪問支援事業をして、職員の目が、やはり外に向かうようになりました。これは内部だけで固まるのではないので、大変うれしく、活気が出てきます。そういうことを通して、園の中をつくり上げていっているところですよ。

○柏女部会長 他はいかがでしょうか。

では、大竹委員どうぞ。

○大竹委員 ありがとうございます。先ほど保育所等の訪問があつて、その後の小学校へのつなぎのところで卒園児の訪問が多いというようなことがありましたが、これは小学校に具体的に行って支援、サポートをしているということによろしいのでしょうか。

○田村江東区児童発達センター園長 そうです。卒園児のケアになっているところが多いのですけれども、上がる段階から大変だろうと想定しておりました。それで、案の定、訪問をしてほしいんだということで、訪問して何をするかという時に、学校の中で何かを教えるのかというと、実は多くはそうではないんですね。

見守るのです。そして、私たちは保護者から依頼されています。保護者からは、実は学校からこういうことを言われて困っているんだ、子どもがどんな状態か見てきてくれないかと言われますし、そして今度は学校の先生のところへ行きますと、お子さんの状態で保護者がこうおっしゃっているのですけれども、どうなのでしょう。実態を見てくださいと言われるのです。どちらかというと実際の支援という手を施して、さあ座りなさい、さあ勉強しなさいというよりも、その状態をよく見て、保護者が家庭で何をしなければいけないとか、そのことの理解をしていただく。

実際、職員によって、このお子さんの理解はどうなるのかということをお話する場合もありますので、見守り支援ですね。見守り支援が、実は必要なのです。以上で

す。

○大竹委員 さらに、今そういった部署から学校教育の中に入れていくことに対して、課題のところにも教育委員会の連携等がありますけれども、この教育委員会との関係においてはいかがなのですか。

○田村江東区児童発達センター園長 初めは大変でした。この事業は3年目になりまして、学校のほうもだんだんわかってきて、初めて行く学校というのはそれなりに、この事業は何ですかとか、説明がすごく大変なのですが、この事業がお子さんとお母さんと先生との間を取り持つ事業だとわかってくださると、その先生は御理解していただけます。学校全体がどうかというと、まだ不十分な点はあるかもしれませんが。

○柏女部会長 よろしいでしょうか。

では、北井委員お願いいたします。

○北井委員 私もなかなか理解できないところも多くてお伺いしたいのですけれども、この毎日通園とか指定日通園、あるいは相談グループに分けるときの分け方というか、それは希望によるのか、あるいはどなたかが判断して分けているのか、その辺を教えてくださいたいのですが。

○田村江東区児童発達センター園長 これは、事業の内容をよくお話をして保護者に選んでいただきます。

まず1番は保護者が選びますが、しかし、サービスにも限界がありますので、一番優先度の高い人から、例えば毎日通園の場合、このサービスをかなり重点的に受けることができるので、他では誰もやってくれない、ここしか来るところはないというような人から入れていくとか、やはり必要度を保護者の方の養育力なども考えながら、それこそ要保護児童の可能性も考えます。それらを足し合わせて、入れていく人、相談事業に移ってもらう人などを決めております。

○北井委員 私も老人の介護を判定するようなことをしていますけれども、そういうものはこの発達センターと保護者の間で相談するという形になっているわけなんですね。

○田村江東区児童発達センター園長 そうです。昨今はうちだけではなくて、他の児童発達支援事業所もできておりますので、保護者にそういう情報提供もしながら、うちはどうしても公的機関になってきますので、ここしかだめだという方がやはりいらっしゃるんですね。そういう方を優先的にとって、他のサービスでもいいという方にはそちらに回ってもらいます。

○北井委員 もう一つよろしいですか。

最近、この支援の希望者が増えているというか、実際に増えているかということに関しては、先生が見ている軽度な人も支援希望をするから増えるとか、そういうことではなくて、同じようなレベルで見えても人が増えているということなののでしょうか。程度の軽い人を入れれば当然増えるわけですが、全体的に増えているという理由が何か、お感じになるところがありますでしょうか。

○田村江東区児童発達センター園長 増え出した経過の中でどんなことが起こっていたかという、特別支援教育と発達障害者支援法のあたりから急増してきます。そして、今もまた増えているんです。

学校教育も随分、今変わりつつあって、それこそ学校も要支援児が通常学級で増えることがあって、そこに今、通級、特別支援学級を各校につくろうとしている。実際に子供がなぜこういう状態になっているのかということは何とも私のところでは言えませんが、先ほど少しお伝えしましたが、軽度の遅れのお子さんも増えている。中・重度の遅れのおさんは人数的にはそんなに増えていません。

ただ、もう一つ、医療的ケアのおさんは増えています。ですので、そういう実態の中でやっているところです。

○北井委員 どうもありがとうございました。

○柏女部会長 まだまだあるかと思えますけれども、今お二人の方に御紹介をしていただきましたので、20分弱ですが、本来のテーマである子育て家庭を地域で支える仕組みについてということで全体の意見交換も進めていきたいと思えます。その中で、もちろんお二方に御質問を関連でしていただいても結構かと思えます。

お二人の方、本当にありがとうございました。できれば最後までいていただいて、ぜひ議論にも参加していただければと思えます。よろしく願いいたします。

では、限られた時間ですが、何かございましたら委員の方からお願いします。

加藤委員、お願いします。

○加藤委員 いろいろお尋ねしたいんですけれども、時間もありませんので1点だけにしたいと思えます。

そういうことで、今日、地域の中にいろいろなニーズを持った子供たちが多様に、多彩に暮らしているという状況があらうかと思えます。こういう問題を一個人、一機関、一職種で完結するということは不可能だと思えます。その辺の話を何とかしようという動きの

中で、この障害児施策の中においては自立支援協議会というものが立ち上がって、その中に子供部会というのがあるんですね。これはこれで、それなりにマストで行政がつくっているわけですが、これがまともに動いているようなところは例外的なんです。

そういう中で、やはりこれをしっかりと、障害のあるなしではなくて、その子供の学び、育ち、育てに困難さのある方たちを地域の関係者、子供関係者がいろいろな知恵を出し、思いを寄せ、力を寄せ合って支えていく。そんな地域づくりをしていくということが、この協議会に求められた役割だと思うんですね。

しかし、できたものの形骸化しているという実態が大半の中で、杉並区と江東区はその辺どういう取組を現在この部会の中でされているのか。そこでの課題は何なのか。何が今後解決すべき方向性として確認されているのかというようなことを、ちょっとお尋ねしたいんです。

○柏女部会長 自立支援協議会子供部会の関係で、もし何かございましたらお願いしたいと思います。

○田村江東区児童発達センター園長 私は、江東区の自立支援協議会の子供部会の部会長でもあります。

なぜ、私が部会長になったかというところが大きいんだと思います。行政としては、うちの発達センターを中心にやはりその事業を担ってほしいんだという要望がありますので、そこを中心に動かしてもらっているということが多分、続いている一つの原因だと思うんですね。

この部会と、これが今度は障害者計画・障害福祉計画推進協議会のほうにつながっているんですね。協議会のほうにも出ておりますので、そこにつながり、なおかつこの数年では子供施策の会議にもつながっているんですね。こういうつながりがないと、そこでの話が生きてこないと思います。

それで、今、実際に児童部会で一番取り上げていることがやはり発達障害児への支援の薄さ、児童発達支援事業を拡大していかなければいけないこと、それから医療的ケアのこと、放課後等デイサービスの充実の内容に向けてなどを取り上げているところです。以上です。

○柏女部会長 よろしいでしょうか。やはりそれこそプラットフォーム自体をつないでいく人材がとても大事で、江東区の場合は田村さんがそれをしてくださっているということなんだらうと思います。

自立支援協議会の子供部会の関係で、笠さんのほうから何かありますか。

○笠杉並区保健福祉部子ども家庭支援担当課長 自立支援協議会は、私は前職として障害者分野にいたものですから出席しておりました。

その中で、やはり就労支援ですとか、医療的ケアですとか、在宅医療をどうしていくのか、横断的な課題がととてもたくさんありました。

直接的な御質問のお答えにならないかもしれませんが、きちんとアンテナを張って、それぞれの分野だけの課題ということでなく、介護、医療、ネットワークと、それぞれの課題について、総合的的一体的にとらえていくことが大切だと思っております。今、保健福祉分野の計画の策定など、さまざまなことで横断的な会議が開かれていますけれども、そういったところで意見交換を行い、情報を共有して、一緒に考えていく仕組みを区の中でつくっていく必要があると認識しています。

○柏女部会長 どうぞ。

○加藤委員 そういうことで、子供について本当に関係者が集まってということですが、どうしても今、走っている子供部会というのは、やはり障害という2文字がキーワードになってやっているような気がするんです。

ところが、よくよく考えてみると、障害などというのはある意味ではグラデーションの中の現象ですよ。そういう意味では、やはりもっと広くいろいろな次元から子供の育ちを支えていく、支援していくという視点の場が私は必要だと思うんです。それが子ども・子育て会議であったり、子供部会であったりということだろうと思うので、そういう意味では障害だけが固まらないみたいなことがとても大事じゃないかと思うんです。ぜひ、頑張ってください。よろしくお願いします。

○柏女部会長 どうぞ。

○笠杉並区保健福祉部子ども家庭支援担当課長 今、子ども・子育て会議のお話がありましたが、当区でも実施しております、地域の子どもと家庭を支える保育園、幼稚園などの子育て支援事業者、医療関係者、子どもの保護者、子育て支援団体など、いろいろな方に来ていただいています。

その中で、さまざまな課題を一緒に考えて、地域でどのようにネットワークをつくって子供たちの安全や安心な子育てを支えていくかということで、おっしゃるように障害分野とかだけに特化するのではなくて、幅広く横断的に子供の育ちを支えていくことが大切だと思います。

○柏女部会長 今日緊急提言の4番目にも深くかかわることですので、ぜひみんなで考えていきたいと思えます。

他にはいかがでしょうか。

秋山委員、お願いします。

○秋山委員 秋山です。まず杉並区の方に質問なんですけれども、8ページでゆりかご事業の御説明をされたときに、プランを作成するというふうに御説明を受けたと思います。このプランというのは、とても大事だと思っています。このプランを作成してお子さんに寄り添っていくときに、障害だとか、要保護だとか、いろいろな問題が生じ、そのたびにそのプランを変えるというような作業が必要になると思うんです。

では、その作業をどの人が中心となって家庭とか子供を見ていくのかということが大事なところだと思います。それが、この子育て世代包括支援センターの事業とつながっていくのかなと思っています。その点は、どんなふうになっていますでしょうか。

○笠杉並区保健福祉部子ども家庭支援担当課長 今のお話にあったとおり、ゆりかごプランは初めだけではなくて、さまざまな状況の変化に応じてプランを変えていかなければならないと思えます。

今、区では、里帰り出産も多いので、妊娠32週くらいの時に保健師などの専門職からお電話をさせていただいています。その後の様子を確認したり、出産に向けて心配なことはないかなどを確認し、その時点での相談に応じています。

そういった中で、ひとり親になっていたり、いろいろ状況が変わっていることがございますので、そのときには改めて特定妊婦として支援していく場合もございます。

ただ、全ケースがこのプランに沿って実践できるわけではないので、継続的に行うアセスメントの中で、産後のアンケート等も活用し、妊娠の経過ですとか、家族の状況変化などに応じて支援の計画が変わってまいります。そこで特定妊婦と判断されると、保健センターで妊娠中から定期的な訪問ですとか面接等で対応を行うとともに、その後のすこやか赤ちゃん訪問には、地区担当保健師が訪問するなど、できるだけ同じ保健師が継続して見ていけるような仕組みになってございます。

ただ、全ての妊婦さんが、継続的という形にはまだなっていないで、今はまずアセスメントとしてすぐに支援の必要の方たちにきめ細やかなサービス対応をしているというような段階でございます。

○秋山委員 ありがとうございます。恐らく加藤先生が、障害だけではなくて幅広く、と言

われたのは、全ケースに計画的な子育てのプランを立てていくというのが目標ではないかなと思います

そういうときに、この6ページに就学前の要支援は保健センターで、学齢期以降の要支援は子ども家庭支援センターになっていくとなって、部署が変わるということはプランを立てる人も変わっていくということになっていきますね。そのとき、そこをつなげていくというのが切れ目のないということになっていくので、その工夫もやはり必要かと思います。

○笠杉並区保健福祉部子ども家庭支援担当課長 おっしゃるとおりと思っております。

学齢期に移行するケースについては、ほとんどの場合、保健センターの地区担当保健師と子ども家庭支援センターの担当ワーカーと一緒に動いている場合が多いです。それで、引き継ぎの前には、きょうだいの有無もありますので、一緒に家庭訪問をしたり、情報の共有をして、担当部署が変わることで、支援プランが切れてしまわないように気をつけているところでございます。

例えば保護者の方に精神疾患があった場合ですと、保健師がその精神保健の部分についてはかかわり続け、学校への連絡など、進行管理を行うのは、子ども家庭支援センターとなります。児童館や、学校との連携は子ども家庭支援センターが行い、医療と子供の支援については、保健センターが家庭と一緒に入って対応している状況です。今、御指摘のあったことに注意しながら切れ目なく支援していくのが大事だなと改めて思いました。

○秋山委員 その時に、この最初につくったプランがずっと生かされていく。また、それが障害分野にもつながっていくようなものがあれば、一元的に管理できるかなと思います。

○柏女部会長 他にはいかがですか。

どうぞ、大木委員お願いします。

○大木委員 秋山先生のおっしゃったことは私も思っています。先ほど杉並区さんにはお話を伺ったので江東区さんのほうにもお伺いしたいのですが、すごく内容もきめ細かく充実したプログラムでやっていらして、私が江東区の保健師だと、つながると安心して手を引いちゃうかなという気がして、つながったからあとはよろしくとしちゃいそうな気がとてもするんです。

それに切れ目ができちゃうことになっていくと思うので、お子さんの療育のプログラム中心で支援ができるのであれば、ある程度、この児童発達支援センターのところで、それこそ相談支援事業を通してケースマネジメントができていくのかなと思うんですけれども、

家庭に多問題がある。お母様、お父様にも課題があるとか、家族の課題があるようなときは、あわせて地域の訪問ができるような保健センターの保健師、子ども家庭支援センターの方たちとの連携が必要かと思います。

そのあたりで何か工夫されていたり、受け入れる時にプランを共有しているとか、そういうことがあれば教えていただけますか。

○田村江東区児童発達センター園長 機関連携会議で相談支援事業ができましたので、それこそ今までは旗振りがはっきりしない形で相談は子育て支援課のほうが主にやっていたんですけども、現在は子育て支援課だけではなくてそれをつなぐのが相談支援事業だなど思っているのですが、福祉のサービスと、それからいわゆる子育ての考えなど、全体をつなぎながら今やっております。

でも、その中はどうなのかということになると、実際のところはその会、その会の会議の中で皆さんが方針を持って来られたものをどこが一番、主になってやっていくかというところに落ち着くんですね。まだ児童相談所や子育て支援課が持っているというケースもあれば、もうこちらに任せるから福祉のほうにきたりというのが現状です。

でも、恐らくそのあたりが今後ねられてくるといいなと思っております。

○柏女部会長 ありがとうございます。

あと、お一人ぐらいいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

簡単に教えてほしいんですけども、障害関係で通っていらっしゃる方のデータと、それから要対協のデータの共有化みたいな話は今できているのでしょうか。恐らく母子保健とあちらは何かありそうですけれども、データの共有のシステムというものはあるのでしょうか。

○笠杉並区保健福祉部子ども家庭支援担当課長 今、母子保健のデータと障害のデータはつながってはいないです。

○柏女部会長 障害はつながっていない。児童発達支援センターや児童発達支援事業所に通っている方々の情報と、そちらの要対協の情報につながっていないですか。

○笠杉並区保健福祉部子ども家庭支援担当課長 つながっていないです。

○田村江東区児童発達センター園長 やはりデータはと言われると、それぞれが持っているのが現状です。

○柏女部会長 わかりました。ありがとうございました。

それでは、今日は地域での取組事例についてお二方からとても有益な御紹介をいただき

ました。改めて感謝申し上げたいと思います。ありがとうございました。次回の議論、提言をまとめていく際の貴重な材料とさせていただきたいと思います。

それでは、審議は以上になりますが、事務局から今後の予定などについてございましたらお願いしたいと思います。

○新倉家庭支援課長 では、資料5をご覧くださいと思います。

次回でございますが、第4回につきましては年明けの1月15日になります。時間は14時からということで、場所等、会議の詳細につきましては改めて御連絡させていただきたいと思います。

なお、第5回につきましても日程は2月13日火曜日ということで決めさせていただいております。こちらについても、詳細はまた改めて御連絡させていただきたいと思います。以上でございます。

○柏女部会長 第4回と第5回の日程の紹介がございました。テイクノートしておいていただければと思います。

それでは、何か委員のほうから最後でございますか。よろしいでしょうか。

よろしければ、今日の第3回専門部会はこれで終了とさせていただきたいと思います。

皆さん、ありがとうございました。お二方も、ありがとうございました。

午後4時56分

閉 会